

議第482号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額を次のように定める。

平成26年11月25日提出

京都市長 門川大作

損害賠償額		871,023円
事故の概要	種別	竹の樹液の滴下による自動車の損傷事故
	発生年月日	平成26年7月15日
	被害者	
	損害の程度	自動車の後部の損傷

提案理由

損害賠償の額を定める必要があるので提案する。